

鳥取縣公報

昭和十八年二月九日
第千四百六號

火曜日

本書ノ大キサ公定規格A5判

目次

- 告示
縣立各中等學校入學生徒募集……………一頁
- 負債整理委員會委員選任……………四頁
- 鳥取都市計畫事業驛前土地區劃整理設計書變更認可……………五頁
- 彙報
皇紀二千六百三年紀元節の佳節を迎へて……………六頁
- 麥増産完遂運動……………一〇頁
- 戰歿軍人軍屬の未亡人募集……………二頁
- 其の他……………

告示

鳥取縣告示第七十號

縣立各學校ニ於テ昭和十八年四月入學セシムベキ生徒ヲ左ノ要項ニ依リ募集ス

詳細ハ夫々其ノ校ニツキ照會スベシ

昭和十八年二月九日

鳥取縣知事 土肥米之

鳥取縣公報 每週 曜日發行 (休日ニ當ル)

昭和十八年二月九日 第千四百六號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

00623

學校名	募集人員	願書受附期限	選拔實施期日	選拔實施場所
鳥取縣立鳥取第一中學校	二〇〇人	自三月十日至三月十一日	自三月二十三日至三月二十六日	本校
鳥取縣立鳥取第二中學校	一五〇人	自三月十日至三月十一日	自三月二十三日至三月二十六日	本校
鳥取縣立米子中學校	二〇〇人	自三月十日至三月十一日	自三月二十三日至三月二十六日	本校
鳥取縣立倉吉中學校	二〇〇人	自三月十日至三月十一日	自三月二十三日至三月二十六日	本校
鳥取縣立境中學校	一五〇人	自三月十日至三月十一日	自三月二十三日至三月二十六日	本校
鳥取縣立鳥取高等女學校	二〇〇人	自三月十日至三月十一日	自三月二十三日至三月二十六日	本校
鳥取縣立米子高等女學校	二〇〇人	自三月十日至三月十一日	自三月二十三日至三月二十六日	本校
鳥取縣立倉吉高等女學校	二〇〇人	自三月十日至三月十一日	自三月二十三日至三月二十六日	本校
鳥取縣立根雨高等女學校	一〇〇人	自三月十日至三月十一日	自三月二十三日至三月二十六日	本校
鳥取縣立八頭高等女學校	一〇〇人	自三月十日至三月十一日	自三月二十三日至三月二十六日	本校
鳥取縣立倉吉農學校	二〇〇人	自三月十日至三月十一日	自三月二十三日至三月二十六日	本校
鳥取縣立倉吉農學校	五〇人	自三月十日至三月十一日	自三月二十三日至三月二十六日	本校

00624

學校名	募集人員	願書受附期限	選拔實施期日	選拔實施場所
鳥取縣立鳥取商業學校	一〇〇人	自三月十日至三月十一日	自三月二十三日至三月二十六日	本校
鳥取縣立鳥取工業學校	四〇人	自三月十日至三月十一日	自三月二十三日至三月二十六日	本校
鳥取縣立鳥取工業學校	四〇人	自三月十日至三月十一日	自三月二十三日至三月二十六日	本校
鳥取縣立米子工業學校	四〇人	自三月十日至三月十一日	自三月二十三日至三月二十六日	本校
鳥取縣立米子工業學校	四〇人	自三月十日至三月十一日	自三月二十三日至三月二十六日	本校
鳥取縣立日野農林學校	一〇〇人	自三月十日至三月十一日	自三月二十三日至三月二十六日	本校
鳥取縣立米子商蠶學校	一〇〇人	自三月十日至三月十一日	自三月二十三日至三月二十六日	本校
鳥取縣立米子商蠶學校	五〇人	自三月十日至三月十一日	自三月二十三日至三月二十六日	本校
鳥取縣立智頭農林學校	五〇人	自三月十日至三月十一日	自三月二十三日至三月二十六日	本校
鳥取縣立倉吉商業學校	一〇〇人	自三月十日至三月十一日	自三月二十三日至三月二十六日	本校

00625

鳥取縣立鳥取盲聾學校
 盲部初等部 一〇人
 盲部中等部 一五人
 盲部別科 一〇人
 聾部初等部 一五人
 聾部中等部 一〇人
 鳥取縣立青年學校教員養成所 三〇人

學校ニツキ照會ノ場合ハ返信料添付ヲ要ス

◆鳥取縣告示第七十一號

正條村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ選任セリ

昭和十八年二月九日
 鳥取縣知事 土 肥 米 之
 恩田 精吉 地原 勝造

◆鳥取縣告示第七十二號

北谷村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ選任セリ

昭和十八年二月九日
 鳥取縣知事 土 肥 米 之

自三月三十一日	至四月四日	本 校
自三月三十一日	至四月四日	本 校
自三月三十一日	至四月四日	本 校
自三月三十一日	至四月四日	本 校
自三月三十一日	至四月四日	本 校
自二月二十五日	至二月二十八日	本 所

山脇房吉 福井與惣一 杉本眞太郎
 野島正規 松田新藏 佐々木龍藏
 西谷健治 熊谷邦雄 高岡能行
 梅林 昌

◆鳥取縣告示第七十三號

福部村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ選任セリ

昭和十八年二月九日
 鳥取縣知事 土 肥 米 之
 本 潔

00626

◆鳥取縣告示第七十四號

天津村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ選任セリ

昭和十八年二月九日
 鳥取縣知事 土 肥 米 之
 渡邊鶴雄 渡邊貞治 仲田隆重
 龜尾房次 佐伯文次郎 野口竹一
 龜尾丹士 龜尾義雄 大塚元計
 吉岡義規 景山明夫 小森猶義

◆鳥取縣告示第七十五號

江尾村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ選任セリ

昭和十八年二月九日
 鳥取縣知事 土 肥 米 之
 手島甚平 遠藤正陽 古川清成
 白石貞治 生田和憲 西村金重
 下村磯治 生田益治 加藤龜次
 土居入郎 奥田兵重 清水信義

◆鳥取縣告示第七十六號

鳥取都市計畫事業前土地區劃整理設計書變更ノ件認可セリ
 昭和十八年二月九日
 鳥取縣知事 土 肥 米 之

正 誤

昭和十八年二月二日付鳥取縣令第五號中二頁下段十三行目「二通り」ハ「二廻り」、十八行目「正味」ハ「正味量」、十九行目「數」ハ「數量」、「正味」ハ「正味量」、三頁上段四行目「規定」ハ「規程」、七行目「計」ハ「計量」、四頁上段十二行目「載」ハ「記載」、下段八行目「届用」ハ「届出」

同シク縣令第六號中十頁上段證票樣式中「鳥取縣穀物検査手數料納收證票」ハ「鳥取縣農產物検査手數料納收證票」

同シク縣令第七號中十二頁下段「樣式第七號」ハ「樣式第五號」

同シク縣令第五十七號中十八頁上段三行目「指定検査場所」ハ「検査場所」、十七行目「光徳村大字四坪」ハ「光徳村大字西坪」、十八行目「一、二〇」ハ「二、〇」、下段五行目「日光村大字四成」ハ「日光村大字西成」、十二行目「二八、〇」ハ「一六、〇」、二十行目等級圖面中「等級合格」ハ「一等級及合格」、二十四頁初行「縱三寸、横二寸、肉色赤」ハ「縱七分、横三分五厘肉色紫」ノ誤ヲモ誤

同シク告示第五十八號中下段七行目「昭和十七年十二月二十五日ヨリ」ハ削除

00627

皇紀二千六百三年

紀元節の佳辰を迎へて

頑敵撃滅必勝生活に徹せん

土肥 知事談

茲に紀元二千六百三年、大東亞戰下第二回目の紀元節を迎へて我等は今更の如く皇國に生を享けた御民われの喜びに、總身の肉躍り血湧り感激に堪えぬ處である。大戦果は彌が上に揚り、大東亞の廣域は刻々共榮國建設の足並目醒まし、ソロモン海域その他に敵の反攻熾烈なるものもあるも、我が軍の威武は大御後威の下敷としてこれを激撃し、近くレンネル島沖に於ても又々偉大なる快捷の報を受けたのであつて、現地將兵の敢闘に對し無限の感謝を捧げ、奮戦遂に護國の華と鼓つた英靈並に遺家族に萬斛の同情熱誠を盡すと共に、我等はこの未曾有の大戦を戦ひ抜き勝ち抜き拔く爲の重大なる責任を思ひ、殊にそれが敵の老犬經濟力傾倒による反攻態、益々大ならんとする昭和十八年の紀元節なることを考へ

て、我々國民の覺悟更に更に鞏固ならざるべからざるを痛切に感ずるものである。

惟ふに遠く二千六百有餘年の昔、大和橿原の宮に即位の大禮を擧げ給ひ、八紘爲宇の大國是を宣し給ふた神武天皇の皇謨こそは一糸の至尊の下今世界の二大強國を滅滅して、大東亞永遠の平和を築き、我が皇國の光輝を無限の將來に耀かせ萬邦を無窮の安きに置かんとする今次大東亞戰爭の發祥となつてゐるのである。洵に今回の大戦は、二千六百餘年前我等の祖先が一死以て皇代を豊に今回の大戦は、二千六百餘年前我等の祖先が一死以て皇代を豊の發展に外ならぬのである。そして神武天皇に扈從し奉つた我等の祖先が、當時幾十年に亘つて如何に敢闘を續け皇業を翼賛し奉つたことであらうかを思ふ時、現在及び將來に亘つて益々強化さるべき我等への試練は、正に然るべきものとそぞらに感得せられるのである。

抑々今回の大東亞戰爭は米英等の敵國が世界制覇の野望の下に東洋諸國を侵略し、遂に我が皇國日本をも威壓し蹂躪してその脚下に蹲かせようとしたのに對し、隱忍に隱忍を重ねた我が國が遂に敢然起つてこれを一蹴し、進んで肇國理想八紘爲宇の大精神の下に才東亞十億の民族をして各々その處を得しめようとするも

00628

ので、對米英戰以前既に昭和十二年より支那事變五ヶ年を戦つて來たのであるが、蔣政權の背後に米英の操縱懸轡を極めたことは我等の忘れ得ぬところである。否々尙昭和六年に勃發した滿洲事變も彼等アングロサクソンが日本を抑壓して、自ら東洋をその自由侵略下に置かうとしたことに端を發した我が抗議であり更に遠く日清、日露の役の陰に彼等アングロサクソンの飽くなき私慾の策謀があつた事も明らかな事實である。日清戰役に於ては英國は清國を陰に陽に使喚し、日露戰役に於ても我が國は英國と同盟を締結してゐたけれども、それは英國が東洋の番犬として我が國を利用し、露西亞を抑えて東洋に自らの力を扶植せんとする策謀があつたのである。

米國に至つては初めは米大陸に満足するモンロー主義に立つてゐたのであるが、ハワイ・フィリッピンを侵略してから東亞にまでその爪牙を伸ばして豺狼の慾を満さうとし、そして今や大英國の第一次世界大戦以來衰運の兆あるを認めてこれに代つて世界を制せんとしてさへ居るのであつて、これが爲には日本を一蹴して私慾を達し得べしとして遂に今次の大東亞戰爭に點火するに至つた。

◇ 過る一月二十八日、東條首相は第八十一議會再會の劈頭貴衆兩

院に於て、政府施政の方針を闡明されたのであるが、東條首相は今次大戦が、萬邦をしてその所を得しめ兆民をして悉くその堵に安心せしめんとする帝國建國以來の大理想の顯現であつて、米、英兩國の世界制覇の非望を覆さんとする曠古の大戦争であることを重ねて宣示し、御後威の下戦争第一年にして早くもこの戦争目的達成の足場を固め、戰略的優位を確保し得たのであつて、今や米英はその工業力を唯一の恃みとして反攻の舉に出でてゐるが、これについてはもとより油斷は禁物であるがまた以てわれの最も乘すべきところであつて、擧國一致戦力を強化して、本年こそは更にこの大戦果を擴充し、必勝の條件をいやが上にも確立すべき決戦期であることを述べ、一面滿洲、中華民國、泰等盟邦の提携いよ／＼固く、且つ南方諸地域の育成も着々進捗して、ビルマの獨立は近く實現せらるべく、フィリッピンの獨立も速かなる時に於て實現せんことを期待し、インドは既に精神的に獨立してゐるのであつて、帝國は新しきインド建設の爲に産みの苦しみをなしたつゝある。

指導者及び民衆に對して深甚なる同情をなすと共に、その回天の大事業の遠からず成就することを深く期待して、これが爲に全幅の協力を惜まざることを宣明せられた。そして重慶政權及び濠洲が米英の走狗とはなつて米英依存の迷夢よりさめざる以上、帝

00629

國は斷乎として應懲の鐵槌を加へるものであることを表明されたのである。

然るに我が國が斯の如く米英を斷々乎として擊碎し帝國の宏圖を實現するが爲には、我々の統後に於ける戦力の増強こそ最も大切であつて、一億同胞その盛り上る力をすべて勝つ爲に集中しあらゆる難苦克服して最後の勝利に至るまで敢闘しなければならぬのである。

◆
そも、尊皇攘一の道は我が國無窮の大道であつて、我等の祖先是肇國以來大君の下常に全身全靈を捧げて皇國發展の爲に挺身した。そしてその爲には前線も銃後も均しく私心を滅して奉公を盡して來たのであつて、我等も亦かくありてこそ我が國は世界に比なき尊嚴なる國体を護持し、二千六百有餘年の尊き歴史を更に永遠の將來に發揮し進展せしめ得るのである。

◆
今次の大戦が眞に食ふか食はれるか、我が國興亡の大國難であることは今更いふまでもない。首相の演説にもあるやうに、今や我が皇軍の大戦果はこれに對して必勝の態勢を確保してゐるのであるが、更にこれによつて敵の反攻を擊破滅滅し、完勝を達成して進んで大東亞の共榮圈を建設する爲には、國民決死の奮闘を要する。さあつて、不幸もし國民中この大覺悟に缺くものあり

萬々一最後に於て今次の決戦に失敗するが如きことあらんか、正に我が國の破滅を招來するに至るべきは火を賭るよりも隙らかであつて、それは米國の國務次官サムナー・ウエルズが、昨年我が國の招魂祭に當るメモリアルデーに際してその戦争目的として述べてゐるところによつても彼等の意圖の一端が窺はれるのである即ち

- 一、戦争責任者たる個人、集團及び國民の處罰
- 二、戦後相當長期に亘り、休戦期間を設けその間に侵略國の軍備撤廢を行ふこと
- 三、平和保持の永久的機構確立に至るまで米國及びその興國において國際警察力を維持強化すること
- 四、戦後經濟問題、社會問題の處理を了した上米國とその興國を基礎とする國際組織を設け餘りに平和の最終條約を決定すること
- 五、戦後の世界秩序建設に於て米國はその指導者たるべきこと
- 六、汎米機構はこれを繼續すること

等々を擧げてゐるのであつて、我が國民全体を處罰し、我が國を丸裸にして米、英、重慶の武力的壓制下に置き、又世界アングロサクソン願使の下に置いて西半球は米國の勢力圏たらしめんとする。表明してゐるのである。重なる敗戦にも拘らず最後の

00630

勝利を信し、遂には我が國をして獨力國として再び立つ能はざるが如き境地に轉落せしめ各國を制御せんとしてゐるのである。

◆
世上或は米英は實利主義の國であつて、殊に米國は諸民族の寄合世帯であるため、その國內結束はやがて崩壞するであらうと考へる向もあるやうであるが、元來米國人はその本土が東西に大洋を控へて不敗の地位にあり、また巨人なる物的資源を擁してゐる爲、如何なる國に對しても必勝の地位にあることを信じて居りました。これを指導する政府は過去九ヶ年にわたつて政權を握つてゐて種々の戰時特別立法による獨裁的權限を有し國民を思ふまゝに引き摺り得る地位にあるのであつて、目下の處戰爭遂行に何等動搖を來たすが如きことがあり得ないことは來栖前特派大使も述べられてゐるところである。

◆
我々は過去一ヶ年の戦果に徒らに眩惑することなく、舉國みな現下の重大戦局を自覺して如何なる苦難をも突破し難局打開に奮進して勝ち抜き勝ち抜かねばならぬのであつて、かくて始めて東亞諸民族は數世紀に亘る政治經濟上の權權から解放せられ、我が華國の精神なる八紘爲宇の大理想に基いて東亞の各國家、各民族は各々其處を得、盟邦獨伊が歐洲に於て企圖しつゝある新秩序と相俟つて、こゝに始めて動きなき世界平和は確立し得るのである

しかし、我々に敵を恐れてはならぬ。我々は既にアジア大陸及び南北の洋の廣汎なる地域に要點を制し資源を確保してゐる。

◆
況や我々には二千六百餘年の傳統による烈々たる滅私奉公の精神がある世界如何なる國にも追從を許さぬ、愛國の赤誠がある。そして有史以來常に輝ける宏大無邊の御稜威を戴いてゐるのである。我々が益々その全力を傾倒して頑敵擊滅の爲に結束を固め戰爭生活に徹底して實踐躬行するならば、我々が最後の勝利を獲得し得ることは斷じて疑ひないのであつて、勝利の鍵は既に我々の手中にあるのである。

◆
支那事變以來茲に七年、對米英の戦争も既に第二二年目に入つて大東亞戦下第二回の紀元節を迎へるに當り、二千六百有餘年前の我々の祖先が神武天皇に扈從しまつりて肇國の大理想の下幾十年の政闘を續け、遂に紀元元年の威儀を迎へた偉大なる聖業を追憶し、今皇紀二千六百三年の佳節に當りて一億一心全力を捧げて御稜威の下、大東亞共榮圈建設の大事に追進する我等大和民族の光榮、この稀有の盛時に生れ合せ得た歡喜を痛感するのであるが、それと共に我等の重責また異常なるものあるを覺悟しなければならぬ。

今や我等の生活必需品は殆ど統制下にあり生産に要する諸資材は充分と謂ひ得ない。その中に於て一段と生産増強に奮進せねばならぬ。

國債消化、國民貯蓄も愈々一段と力を入れなければならぬ。そして古來よりの傳家の寶物となれぬ、鐵、銅等の金屬類もお國の御用に立てるため供出を必要としてゐるのである。

之等は總て未曾有の大業を完遂せんとする我が國民として當然なまねばならぬ忍苦である。

これらの忍苦は敵米英もこれを喫しつゝあるものであり、我等の盟邦獨伊もまたこれを克服して奮闘しつゝある否 我等の生活はこれら諸國に較べてまた餘慈綽々たるものであることは體驗者によつて屢々述べられてゐるところであつて、我々は益々戦ふ國民としての生活に徹し、あらゆる私生活を君國に捧げて盡忠報公一死殉國の熱誠に燃えて忍苦敢闘に萬進しなければならぬ。

大なる苦しみに堪ゆるもの、如何なる艱苦にも打ち勝つて勇往する國民こそ最後の勝利を贏ち得るのである。

皇紀二千六百年、昭和十八年の意義深き紀元節を迎へるに當り我等は愈々加重さるべき、千艱萬苦を覺悟し、これを克服して新しき大東亞建設の聖業完遂に縣民齊しく一段の迫力を増強せんことを期するものである。

一粒でも多くの麥を

十日 麥増産完遂運動展開

大東亞戦争の進展に伴ひ、國內の食糧は之を外米に依存することを許さず、特に本年米穀の端境期に於ける食糧逼迫に處する對策は懸つて麥の増産達成にあるので、縣では麥の肥培管理、作業の實施を徹底せしめるため、來る十日より次の要項に依つて麥増産完遂に關する一大運動を展開し、生産計畫數量の確保を期することとなつた。切に農家各位の一層の努力を望む次第である。

外米を驅逐

▲實施方法

- (一) 縣及び縣農會に於て實施すべき事項
- (1) 食糧増産指導本部内に麥増産完遂運動奮勵班を設置して本運動を推進する
- (2) 關係各官及び各團體に對し協力を求める

00631

00632

- (3) 領事より本運動の趣旨及び實行に關しラヂオ放送を行ふ
- (4) 關係各團體の機關雜誌及び新聞等に本運動の趣旨及び實行の徹底に關し記事の掲載を依頼する
- (5) 協議會、講演會の開催ビラ、ポスターの作成配布に依つて趣旨の徹底を図る
- (6) 郡市農會をして實施狀況を報告せしめ、進度を調査し督促の參考に資する
- (7) 本運動に於て優秀な成績を挙げた市町村農會を農林大臣より表彰方を進達する
- (二) 郡農會に於て實行すべき事項
 - 縣及び縣農會の指示に従つて次の事項を實行し、本運動の趣旨及び實行の徹底を図ること。
 - (1) 町村長、町村農會長及び幹部並に町村區域の各關係協力團體の幹部を招集し、一齊實施週間の期日、努力、並に農機具等の移動調整及び普及宣傳に關する具體的計畫を協議決定し速かに縣に報告すること
 - (2) 講演會の開催、ビラ、ポスターの作成配布に依つて趣旨及び實行の徹底を図ること
 - (3) 町村農會を奮勵して之が實行の徹底を図ること
 - (4) 町村農會より實施狀況を報告せしめ、進度を調査し督促の

- (三) 參考に資すると共に町村別狀況を二日以内に縣に報告すること
 - (1) 市町村農會に於て實施すべき事項
 - 縣、縣農會並に郡農會の指示に従ひ次の事項を決定實施すること
 - (1) 部落農業團體長、食糧増産實行共勵委員及び農業増産報國推進隊員等を招集し、一齊實施週間に關する具體的細目計畫(實施方法、努力並に農機具の移動調整等に關する計畫)を決定すること
 - (2) 市町村を區域とする關係各官衙、學校、各關係團體の幹部を招集して本運動に協力を求めること
 - (3) 三月一日未明を期し各土產神社の社頭に全農家を參集せしめて神前の誓を行はしめること
 - (4) 一齊實施期間中青年學校生徒、國民學校學童及び非農家を動員して作業の援助をなさしめること
 - (5) 一齊實施期間中食糧増産技術指導部の活動を促進する方法を講じ、特に技術員には各字を巡回して實踐の奮勵をなさしめること
 - (6) 部落農業團體長より各部落に於ける作業進捗狀況を一齊週間終了後報告せしめ、二日以内に取纏めて之を郡農會に報告すること

(四) 一齊實施週間を設定實行すべき事項及び實行方法

(1) 實行すべき事項

- (イ) 除草、中耕、土入れ、踏壓、追肥
- (ロ) 消毒促進及び排水
- (ハ) 病害防除

(2) 實行方法

(イ) 縣及び縣農會に於て各郡市別に、一齊實施作業の設定、實施週間の大体を決定するから、郡農會では實施週間の期日を決定すること

(ロ) 一齊實施週間の設定は三回とし、第一回及び第二回は實施すべき作業は(イ)項の(イ)及び(ロ)とし、第三回は病害防除として期間内に二回藥劑撒布を行はしめること

○ 麥増産完全實行一齊週間設定期間

一、中耕、除草、土入れ	山間部 第二回	三月中旬
	中間部 第二回	四月上旬
	平坦部 第二回	三月下旬
	山間部 第三回	三月下旬
	中間部 第三回	三月下旬
	平坦部 第三回	三月下旬
	山間部 第四回	三月上旬

二、消毒促進並排水	山間部	二月上旬—三月上旬
	中間部	三月上旬
	平坦部	二月下旬
三、追肥	山間部	三月下旬
	中間部	第二回 三月上旬
	平坦部	第二回 三月下旬
	山間部	第三回 三月下旬
四、病害防除	山間部	四月下旬
	中間部	四月下旬
	平坦部	四月下旬—五月上旬

獨立自營を望む

戰歿軍人軍屬の未亡人募集

—— 締切は来る廿八日まで ——

戰歿軍人軍屬の未亡人に必要な學力と高度の職業能力とを授け將來職業に就いて獨立自營させる目的の下に設立せられてゐる軍人遺族東京職業補導所では、國民學校高等科卒業程度の右未亡人

を募集す。こととなつた。

補導科目は和裁科、洋裁科、産婆看護婦科、保健婦科、榮養士科の五科であつて各々十名宛(計五十名)募集し、各科共二年間修業するものであつて、和裁科及び洋裁科修了者には國民學校裁縫科専科訓導、産婆看護婦科修了者には産婆、看護婦及び國民學校看護訓導のそれ、免許状を、又榮養士科の修了者には履歴證明書を授與せられる上に就職の斡旋もせられることになつてゐる。

資格は戰歿軍人軍屬の寡婦(事實上の妻で籍の入つてゐない者も含む)で國民學校高等科(高等小學校高等科)卒業程度の學力さへあればよいのであつて、志望者は入所願、誓約書、身元引受書、居住地市區町村長の發したる軍人軍屬の遺族なることの證明書、戸籍抄本、健康診断書等を来る二十八日まで知事宛提出すればよい。入所可否は提出書類に基いて設備の上三月二十日まで通知せられる。

授業料は不要で、在所中の生活費は自辨であるが、學資の不足な者に對しては縣から學資が補給せられる。入所者は全部財團軍人援護會戸山寮に於て人格の陶冶並に規律ある共同生活訓練(但し炊事は各自行ふ)をすることになつてゐるし、同寮には子供の世話をする保母があるから同伴の上安心して勉強することが出来る。

る。

尙ほ補導所の所在地は

東京市淀橋區西大久保四丁目一七〇番地

であるが、提出書類の様式とか其の他詳細に付ては縣兵事厚生課又は各市町村役場に問合せられたい。

週報・寫眞週報掲載内容

(二月十日發行)

▲週報

- 本年の食糧事情
- 衣料切符の改正
- レンネル島沖海戦
- 祈年祭に當つて
- 江灣荷役とは何か

▲寫眞週報

- 第八十一帝國議會再會
- レンネル島沖海戦とその意義
- 昭南生れて二年
- 祈會祭を前に國民學校生徒の麥踏奉仕
- 貨物と取組む荷役戦士
- 國民學校と馬事訓練——岐阜縣

◎ 傳染病患者旬報 (一月中旬) ○ 印ハ疫病

年計	月計	日計	西伯郡	東伯郡	氣高郡	入頭郡	岩美郡	米子市	鳥取市	病類別	
										赤痢	腸チフス
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
四二	四二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六三	六三	八一	一	二	一	一	一	一	三	一	一

◎ 行旅死亡人

奈良縣左記市町村長ヨリ行旅死亡人取扱ノ旨申出有之候條心當リノ向ハ直接當該市町村長宛照會相成度

△ 奈良市長取扱

一、氏名、年齢 川 西 芳 松 當七十八歳

一、本籍地、住所 神戸市須磨區大谷町一丁目二七番地

一、相 貌 瘠形五尺二寸位、顔細長、頭散髮、眉細シ色蒼白鼻特ニ高ク、眼小ナリ、齒ナシ、口普通、耳大キイ方、訛言關西訛リ、風體乞食風

一、特 徵 鼻高ク大、耳ノ大

一、本籍地又ハ住所發途ノ原因年月日 大正十二年頃ヨリ故郷ヲ出發シ全國ヲ廻リタリト言フ

一、着 衣 袈裟一ツ、袷一着、古シヤツ一枚、細帶一ツ

△ 高田町長取扱

一、本籍地、住所 廣島縣沼隈郡横瀬村

一、本籍發途ノ原因及年月日 全國靈場巡拜ノ爲昭和十五年十一月前住所

地兵庫縣尼ヶ崎市出發

一、本籍地、住所 高知市種崎町

一、本籍發途ノ原因年月日 全國ノ靈場巡拜ノ目的ヲ以テ數年前本籍地ヲ出發爾來各地ヲ遍歴ス

昭和十八年二月九日印刷
昭和十八年二月九日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取縣刑務支所